

東京都公報

発行 東京都

規則（教）

- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 昭和六十二年東京都告示第百五十一号（東京都屋外広告物条例第六条第十一号）の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域の指定（一部改正）…（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…三
- 東京都屋外広告物条例第六条第十二号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域の指定…（同）…三
- 東京都屋外広告物条例第十三条第五号に掲げる屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する場合の基準…（同）…五
- 東京都屋外広告物条例第十四条第一項第一号ただし書の規定に基づき、東京都屋外広告物条例第十五条第一号に掲げる屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する場合の基準…（同）…五
- 都市計画事業の認可…（都市整備局都市基盤部交通企画課）…五
- 土地区画整理事業の施行認可…（都市整備局市街地整備部区画整理課）…五
- 都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…八

規則
告示

目次

規則
規則（公）
告示（選）

- 東京都教育職員免許状再授与審査会規則…
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号（収支報告書の要旨）の一部訂正…九
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号（収支報告書の要旨）の一部訂正…三
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則…四

東京都知事 小池百合子

○ 東京都規則第十一号

- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第三項中「屋外広告物自己点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める。
- 第十二条第一項第四号に次のただし書きを加える。

ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。
第十四条第一項第一号に次のただし書きを加える。
ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。
第十四条第一項第一号に次のただし書きを加える。
ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。
別表第二十二の項及び十三の項中「九」を「十」に改める。
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第1条関係)
(表)

屋外広告物安全点検報告書									
東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。									
東京都知事 殿	報告者(申請者)	住所 氏名 電話 (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 電話 ()	住所 氏名 電話 ()	住所 氏名 電話 ()	住所 氏名 電話 ()	年月日	年月日	年月日
前回許可年月日・番号	年月日	点検年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
点検箇所	点検項目	点検結果※点検基準	要対象	異常の内容と改善の内容					
上部構造部	1 基礎のクリック(びび割れ)、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	良好 経過観察	改善外						
支撐物部	2 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化								
取付部	3 脱落部(溶接部・フレート)の腐食、変形、隙間								
表示部	4 取付部周辺の異常								
表示部	5 表示面板の取扱い、表示面板の取扱いの異常								
表示部	6 照明装置の取扱い、表示面板の取扱いの異常								
表示部	7 その他								

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A4列4番)

(裏)

(注)

1 東京都屋外広告物条例第27条第1項又は第2項の規定による許可の申請前3か月以内に実施した点検結果を記入してください。

2 「屋外広告物管理者」の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄には、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、資格を証明する書類の写しを添付してください。

3 「設置年月日」の欄について、設置年月日が不明の場合は最初の許可年月日を記入してください。

4 「点検結果」の欄は、各点検項目について、以下区分に従つて該当する点検結果に○を記入してください。

良好:異常が認められない、経過観察、安全上支障のない無数な異常が認められる。

要改善:宏金上支障のある異常が認められる。

対象外:該当する点検項目がない。

5 点検結果が「経過観察」の場合は、「異常の内容と改善の内容」欄に異常の内容を記入してください。

6 点検結果が「要改善」の場合は、必要な補修を行った上で「異常の内容及び改善の内容」欄に異常と改善の内容を記入してください。

7 本報告書と合わせて、①点検後の広告物等の全景と表示面(複数の表示面を有する場合はそれぞれの面)を撮影したカラー写真、②点検結果が「要改善」の場合は、当該異常のあつた箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真を提出してください。様式は任意です。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条第三項及び別記第一号様式の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている報告書は、同項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都屋外広告物条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、旧規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百八号

昭和六十二年東京都告示第百五十一号（東京都屋外広告物条例第六条第十一号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 六 自動車専用道路等の表中七の項を削り、八の項を七の項とする。
- 附 則

この告示は、令和七年四月六日から施行する。

東京都知事 小池 百合子

千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目のうち、別図に示す区域において、広場（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十条の三の規定に基づき、令和七年四月六日付けで事業廃止が予定されている道路をいう。以下同じ。）の路面高から高さ十五メートルまでの空間。ただし、広場から展望できない屋外広告物又はこれを掲出する物件は禁止の対象から除く。

附 則

この告示は、令和七年四月六日から施行する。

●東京都告示第三百九号

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号。以下「条例」という。）第六条第十二号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域を次のとおり定める。

令和七年三月二十五日